

2025 年 4 月 17 日

各 位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

**資本業務提携契約の締結、
第三者割当による新株式及び第 24 回新株予約権の発行並びに買取契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2025 年 4 月 17 日開催の当社取締役会において、①GFA 株式会社(以下「GFA」といいます。))との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。))を行うことに関する契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。))を締結すること、②GFA を割当予定先として第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。))の発行を行うこと、③GFA、杉浦元氏、山本峰義氏、関常芳氏及び中村真広氏(4 名をまとめて以下「杉浦氏ら」といい、GFA とあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。))を割当予定先として第三者割当による株式会社オウケイウェイヴ第 24 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))を発行すること、並びに④本新株式及び本新株予約権の買取契約(以下、各割当予定先との買取契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。))を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします(以下、本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。))。なお、本資本業務提携は、当社が GFA に対して本新株式及び本新株予約権の発行を行うことを効力発生条件としております。

記

I. 本資本業務提携及び本資金調達の目的

当社は、「世界中のありがたい物語を蓄積し可視化する」をパーパス(存在目的)に掲げ、創業以来 Web3.0 の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を行ってまいりました。中核となる Q&A サイト「OKWAVE」は、インターネットを通じてだれでも参加でき、自身の知識や経験を持ち寄りそれらを必要とする人とつながることで、「互助」のつながりを形成するコミュニティであり、「問い」から始まり「ありがとう」が生まれるコミュニケーションの習慣化と、生まれた「ありがとう」の可視化により、組織やコミュニティ内の関係性向上と生産性向上を実現しています。主力事業は、①Q&A サイト「OKWAVE」を中心に、おすすめ商品を紹介するメディア「OKWAVE セレクト」、多彩で専門性の高いコンテンツを提供するメディア「OKWAVE media」、及びお客様の「心を潤す」商品を揃える EC サイト「OKWAVE ショッピング」から構成される、主に個人向けのメディア事業と、②「OKWAVE」と連携することで顧客間や組織内で Q&A 形式の互助コミュニケーションを作り出す「OKWAVE Plus」、及び可視化された「ありがとう」の交換で互助の絆や関係性を生むクラウドサンクスカード「GRATICA」といった、法人向けの SaaS 事業(Software as a Service(サービス提供事業者側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等を経由して、ユーザーが利用できるサービス))です。

当社は、2022 年 8 月の新経営体制への移行後より、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んでおります。

当社は、旧経営体制の下において不適切な開示が散見され、繰り返し内部管理体制の改善を誓約していた中で適時開示の規則違反が発生し、その審査中にも子会社管理が不全となっている事象が発生する等、内部管理

体制等について改善の必要性が高いと認められ、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）より 2022 年 10 月 15 日付で当社株式が特別注意銘柄に指定された後、①の内部管理体制の整備と強化について抜本的な改善を推し進めてきました。その結果、2024 年 4 月 15 日付「内部管理体制確認書の再提出に関するお知らせ」に記載のとおり、名古屋証券取引所に内部管理体制確認書を提出し、2024 年 5 月 31 日付「当社株式の特別注意銘柄及び監理銘柄（審査中）の指定解除に関するお知らせ」に記載のとおり、名古屋証券取引所が当社の内部管理体制等に問題があると認められないと判断したため、同日付で当社株式の特別注意銘柄指定が解除され、監理銘柄（審査中）の指定が解除されました。なお、現在は改善後の経過観察期間となっており、2028 年 6 月までの間に再び重大な金融商品取引法違反や上場規則違反が新たに生じた場合や、整備された経営管理組織や社内諸規則等と実際の運用に大きな乖離があると名古屋証券取引所が認めた場合には、「監理銘柄（審査中）」へ指定の上、上場継続の適否について判断され、内部管理体制等が適切に整備・運用されていると認められない状態となった場合において、明らかに改善の見込みがないと認める場合は、その上場を廃止するものとされています。

②債務超過の解消と財務改善に関しましては、2023 年 9 月 29 日に提出した 2023 年 6 月期（第 24 期）有価証券報告書及び 2023 年 9 月 29 日付「債務超過解消に向けた計画に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社は、2023 年 6 月期連結会計年度末の連結純資産が△98,562 千円の債務超過となり、名古屋証券取引所ネクスト市場（以下「名証ネクスト」といいます。）における上場維持基準（純資産）適合に向けた改善期間入り銘柄となりました。改善期間入り銘柄となることが見込まれる中、債務超過を解消するため、2023 年 5 月 12 日開催の臨時株主総会において株主割当による新株予約権の発行（行使期間：2023 年 6 月 1 日から 2023 年 9 月 1 日まで）を決議し、当該新株予約権の権利行使により総額 757,371 千円の資金調達を行ったことに加え、2023 年 9 月 13 日を払込期日とする現物出資（借入金の株式化）により、191,664 千円の負債性資金を資本性資金に転換しております。その結果、2024 年 6 月期連結会計年度末における純資産は 185,891 千円となり、債務超過は解消され、2024 年 9 月 30 日付「上場維持基準（純資産の額）に係る改善期間からの解除に関するお知らせ」に記載のとおり、上場維持基準（純資産の額）に係る改善期間から解除されました。

そして、現在、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加の取り組みを中心に進めております。当社は 2024 年 9 月 30 日付「上場維持基準（業績）に係る改善期間入りに関するお知らせ」に記載のとおり、最近 4 連結会計年度（2021 年 6 月期から 2024 年 6 月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されている）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っております。進行期である 2025 年 6 月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合、名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し上場廃止になります。そのため、当社は、上場維持及び今後の成長に向けて、営業利益と営業キャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としており、2024 年 8 月 23 日付「2024 年 6 月期_投資家向け決算説明会資料」にて記載のとおり、以下の施策の実施に重点を置いております。

- ① オフィス移転、最少人数での効率的な事業運営、専門家報酬の減額等によるコスト削減
- ② 広告収益の改善
- ③ 中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出
- ④ 上記③に適合した M&A の実行

当中間連結会計期間（2024 年 7 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）においては、クラウドサンクスカード「GRATICA」及び Q&A コミュニティ「OKWAVE」と連携した「OKWAVE Plus」の売上高は、解約による導入企業数の減少はあったものの、顧客単価の改善により、前年同期とほぼ同水準での着地となりました。引き続き、カスタマーサクセスにより継続率を高め、マーケティングコストは最小限にする等効率的な事業運営を行い、パートナー企業との連携等により、潜在顧客層への効果的なアプローチを行い、継続収益を積み上げていくことに注力してまいります。

一方で、広告サービスは、検索エンジンのアルゴリズムアップデートの影響による PV 数の大幅な減少に伴い、アドネットワーク広告の売上が前年同期を下回る着地となりました。当中間連結会計期間においては、商

品やサービスのおすすめを紹介するメディア「OKWAVE セレクト」において、純広告掲載による売上高が発生し、アドネットワーク広告以外の広告収益の獲得ができたものの、アドネットワーク広告の売上高の減少の影響が大きく、当中間連結会計期間の広告サービス売上高は、前年同期を下回る着地となりました。Q&A コミュニティ「OKWAVE」の PV 数の改善は喫緊の課題ではありますが、同時にアドネットワーク広告に依存しない収益モデルを構築することが課題であると認識しております。

新たな事業ポートフォリオの創出と M&A の実行については、2024 年 7 月 31 日付「株式会社オープンサイトの株式の取得（特定子会社の異動）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と株式会社オープンサイト（以下「オープンサイト」といいます。）両社の事業収益向上の核となる新規会員数の獲得を実現すること、さらに、両社の強みを生かした新たな事業領域の創出及びノウハウの共有による業務の効率化を図ることを目的に、中高年のオンラインマッチングサービスを提供しているオープンサイトの全株式の取得を行いました。これにより、同日付「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2023 年 9 月 7 日付「（変更）株主割当による新株予約権（非上場）の権利行使数確定に伴う資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示しました第 21 回新株予約権の発行により調達した資金の使途を変更し、新規事業開発のための資金の一部を M&A による株式取得の資金に充当しております。

以上の結果、連結子会社である OKWAVE USA の事業停止による売上高減少の影響があったものの、上記のとおり株式取得したオープンサイトの売上高 27,425 千円の取り込みにより、当中間連結会計期間の売上高は 98,705 千円（前年同期比 19,624 千円増）となりました。

当中間連結会計期間の営業損益におきましては、オープンサイトの新規連結によるのれん償却額が 5,056 千円発生したものの、当社従業員の退職（前期末までに発生した退職）により人件費が減少したこと、オフィス移転により地代家賃が減少したこと、支払報酬が減少したこと等により、総コスト（売上原価と販管費の合計）は前年同期比 65,157 千円減少しました。営業損益は前期から毎四半期改善しているものの、依然として固定費を回収できるまでの売上増加に至っておらず、その結果、当中間連結会計期間の売上総利益は 35,541 千円（前年同期は 3,345 千円の売上総損失）、営業損失 81,773 千円（前年同期は 166,554 千円の営業損失）となりました。

経常損益におきましては、当中間連結会計期間では、株主代表訴訟対応等の臨時の弁護士費用等の発生があり、経常損失 81,887 千円（前年同期は 249,335 千円の経常損失）となりました。また、Raging Bull 合同会社に対する投資資金の回収不能の件について当社元監査役との和解金 4,000 千円の受取りがあったことにより、親会社株主に帰属する中間純損失 79,960 千円（前年同期は 222,419 千円の親会社株主に帰属する中間純損失）を計上しております。

このように、売上高及び各段階利益は前年同期と比べて改善しているものの、依然として当社は経営再建の途上にあり、上記のとおり名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し、上場廃止になる可能性もあることから、営業損失の改善及び営業利益の創出が極めて喫緊に必要な状況です。加えて、当中間連結会計期間末における現金及び預金残高は、前期 2024 年 6 月期末と比較して 80,451 千円減少し 192,600 千円となっており、黒字化までの運転資金も、資金調達をしなければ賄えない状況にあります。このような状況の中、当面の目標である上場廃止の回避と、その後の持続的な成長を目的とした事業ポートフォリオ創出を実現するために、オープンサイトに続く M&A 案件の探索と実行に向けたデューデリジェンスや、当社の成長を共に歩めるような資本業務提携先候補との交渉を進めてきましたが、いずれも①条件面が合わない、②当社のガバナンスに多大な影響を及ぼす、③不適當合併等に抵触する可能性がある、④極めて大規模な希薄化を伴う、といった理由から交渉は決裂しています。

上記の各種施策を検討・実施する過程において、2024 年 12 月に、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である GFA とミーティング等を実施し、その後慎重に資本業務提携に向けた検討を重ねてまいりました。資金調達の必要性に加えて、特別注意銘柄の指定解除後である当社の状況を踏まえ、整備されたガバナンス体制の維持と不適當合併等の抵触回避についてと、当社の上場廃止回避と、その後の持続的な成長を目的とした議論を慎重に重ね、2025 年 3 月に GFA を割当予定先とする第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行に係る基本的な枠組みを両社で固めました。かかる内容は、下記「Ⅲ. 第三者割当による新株式及び第 24

回新株予約権の発行 3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」と「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」、同「(2) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり当社の現状に即したものであり、かつ、GFA は日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があることに加えて、2025 年 4 月 1 日に GFA の代表取締役就任した松田元氏は当社の元代表取締役社長であり、当社の事業を十分に熟知しております。さらには、2025 年 4 月 14 日付「GFA 株式会社からの Web プロモーション業務受託に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想に関するお知らせ」に記載のとおり、GFA とは当社のメディアを活用した Web プロモーションに関する業務を受託し（以下「本営業取引」といいます。）、2025 年 6 月期中に業務委託費金 1 億円の支払いが見込まれるため、2025 年 6 月期末において営業キャッシュ・フローの黒字化が見込まれるものと考えております。なお、本契約に係る会計処理に関しては会計監査人の監査を受けたものではなく、会計処理に変更が生じる可能性があります。このように、本営業取引により当社の当面の目標である上場廃止の回避が可能となることに加えて、本スキームにより調達される資金を事業ポートフォリオ創出のための事業開発資金に充てることができ、GFA の展開する Web3.0 事業支援により当社の Web3.0 の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現するという目的に適合すると考えたため、GFA との間で本資本業務提携を行うとともに同社に対して第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することを決定いたしました。また、当社取締役による、上場廃止回避後の当社黒字化及び永続的な成長に向けたコミットメントが必要と考えたため、当社取締役である杉浦氏らに対しても、第三者割当により本新株予約権を発行することを決定いたしました。なお、杉浦氏らに対する本新株予約権の割当て及び杉浦氏らとの本買取契約の締結については、対象となる取締役がそれぞれ特別利害関係人に該当するため、各割当て及び締結ごとに当該取締役を除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。

II. 本資本業務提携

1. 本資本業務提携の内容

当社と GFA との間で合意している業務提携の内容は、以下のとおりであります。当社と GFA との間で合意している資本提携の内容は、下記「Ⅲ. 第三者割当による新株式及び第 24 回新株予約権の発行」をご参照ください。なお、当社及び GFA は、下記に掲げる事項以外の当社及び GFA 間の各種事業・業務提携についても、当社及び GFA の持つリソースを用いた事業開発と相互の営業協力を実行・推進することにより、当社及び GFA の企業価値を向上させるという目的を達成するために、その実現に向けて誠実に協議を行うことを合意しております。本資本業務提携は、当社が GFA に対して本新株式及び本新株予約権の発行を行うことを効力発生条件としております。

- (1) 当社が運営するサービスにおいて、にゃんまるコイン（注）を実装すること
（注）にゃんまるコインとは、パチンコホール運営のマルハンによる IP「にゃんまる」をモチーフにした、ソラナ（Solana）というブロックチェーン上のミームコイン（SNS やネットカルチャーで話題となった題材を用いて発行される暗号資産）です。
- (2) 当社及び GFA グループ各社（GFA、その子会社及びその投資先（GFA が組合員である投資事業有限責任組合その他組合を含みます。）を総称していいます。以下同じ。）のリソースやサービスを活用し、事業開発を行うこと
- (3) 当社及び GFA グループ各社のサービスについて、相互活用することや相互に営業協力を行うこと
- (4) 当社及び GFA が協力して M&A を実行すること
- (5) 当社及び GFA は、相手方の業務を円滑に遂行させるため、合理的に必要な限度で、自らの従業員を相手方に出向させることができること
- (6) 当社は、GFA の指名する者として 1 名を、GFA を割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初の当社の定時株主総会において当社の非業務執行取締役として選任する

ために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずることとしており、現時点では GFA 専務取締役の片田朋希氏を予定しています

- (7) GFA は、当社の指名する者として 1 名を、GFA を割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初の GFA の定時株主総会において GFA の非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずることとしており、現時点では当社代表取締役社長の杉浦元氏を予定しています

2. 本資本業務提携の相手先の概要

(1)	名	称	GFA 株式会社						
(2)	所	在	地	東京都港区南青山二丁目 2 番 15 号					
(3)	代	表	者	の	役	職・氏	名	代表取締役社長 松田 元	
(4)	事	業	内	容	ファイナンシャルアレンジメント業務、M&A アドバイザリー業務、ストラクチャリング業務、ファイナンス業務。 賃貸事業、売買・仲介事業、地方創生、不動産担保ローン。その他投融資事業として IT 分野、特にブロックチェーン技術や ICO、マイニング事業・AI の分野に投融資。				
(5)	資	本	金	2,938 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)					
(6)	設	立	年	月	日	2002 年 1 月 8 日			
(7)	発	行	済	株	式	数	14,313,829 株 (2024 年 12 月 31 日現在)		
(8)	決	算	期	3 月末					
(9)	従	業	員	数	331 人 (連結、2024 年 3 月 31 日現在)				
(10)	主	要	取	引	先	一般事業法人等			
(11)	主	要	取	引	銀	行	みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在) (注 2)			SEACASTLESINGAPORE PTE. LTD. (常任代理人松尾聖海) 12.59% PHILLIP SECURITIES (HONGKONG) LIMITED (常任代理人フィリップ証券株式会社) 3.88% 野村証券株式会社 2.31% 濱野晃浩 1.83% 渡邊賢二 1.34% 合同会社 CP1 号匿名組合口 1.20% 日本証券金融株式会社 1.09% 楽天証券株式会社 0.94% 井川満 0.92% 西村浩 0.85%					
(13)	上場会社 (当社) と当該会社の関係								
	資 本 関 係			該当事項はありません。					
	人 的 関 係			該当事項はありません。					
	取 引 関 係			当社及び GFA は本営業取引を行っております。					
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況			該当事項はありません。					
(14)	最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態 (単位：千円。特記しているものを除く。)								
決	算			期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期		
純	資			産	456,625	1,313,694	184,919		

総 資 産	1, 482, 010	5, 683, 018	4, 512, 622
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	15. 46	236. 80	9. 14
売 上 高	1, 196, 710	2, 353, 302	4, 174, 719
営 業 損 失	△699, 096	△1, 927, 685	△2, 146, 484
経 常 損 失	△721, 491	△2, 068, 191	△2, 397, 523
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△1, 160, 201	△2, 254, 363	△2, 459, 132
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	△58. 66	△633. 71	△426. 36
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0	0	0

(注) 1. 割当予定先である GFA の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途記載のある場合を除き、本日現在におけるものです。持株比率は発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する所有株式数の割合です。

3. 日程

本資本業務提携及び本資金調達の取締役会決議日	2025 年 4 月 17 日（本日）
本資本業務提携契約の締結日	2025 年 4 月 17 日（本日）
本資本業務提携の効力発生日及び本資金調達の払込期日	2025 年 5 月 7 日（予定）

4. 今後の見通し

本資本業務提携は、当社の営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字化に向けた取り組みであり、本資本業務提携によって営業利益及び営業キャッシュ・フローが増加し、財務内容の改善に寄与するものと考えております。本資本業務提携に伴い、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにその旨を開示する予定です。

5. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

(1) 当該合意の内容及び目的

当社及び GFA は、上記「I. 本資本業務提携及び本資金調達の目的」に記載した目的に資するため、本資本業務提携の内容として、GFA の指名する者として 1 名を、GFA を割当予定先とする本新株式及び本新株予約権の発行の効力発生後に開催される最初の当社の定時株主総会において当社の非業務執行取締役として選任するために必要となる措置を合理的に可能な限り講ずる旨を合意しております。

(2) ガバナンスへの影響

当該合意によるガバナンスへの影響は軽微であると考えております。なお、GFA が当社の経営権の獲得や支配権の獲得を目的としていないことについては、資本業務提携契約書内にその旨を規定し合意済みです。

Ⅲ. 第三者割当による新株式及び第 24 回新株予約権の発行

1. 募集の概要

<本新株式>

(1) 払 込 期 日	2025 年 5 月 7 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 3, 773, 500 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 53 円
(4) 資 金 調 達 額	199, 995, 500 円

(5) 資 本 組 入 額	1 株あたり 26.5 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	99,997,750 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、GFA に対して 3,773,500 株を割り当てます。
(8) そ の 他	本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<第 24 回新株予約権>

(1) 割 当 日	2025 年 5 月 7 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	157,265 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発 行 価 額	総額 6,605,130 円 (新株予約権 1 個あたり 42 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	普通株式 15,726,500 株
(5) 資 金 調 達 の 額	840,109,630 円 (内訳) 第 24 回新株予約権発行分 6,605,130 円 第 24 回新株予約権行使分 833,504,500 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 53 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 GFA 97,265 個 杉浦 元氏 50,000 個 山本 峰義氏 5,000 個 関 常芳氏 2,500 個 中村 真広氏 2,500 個
(8) 権 利 行 使 期 間	2025 年 5 月 8 日 (当日を含みます。) から 2027 年 5 月 7 日 (当日を含みます。) までとします。
(9) そ の 他	本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とし、また、条件を満たす場合、当社は各割当予定先との間で、各割当予定先が第 24 回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結します。

2. 募集の目的及び理由

本新株式及び新株予約権の発行の目的及び理由につきましては、上記「Ⅰ. 本資本業務提携及び本資金調達の目的」に記載のとおりです。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、GFA を割当先として本新株式を割り当てるほか、GFA 及び杉浦氏らを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株式について GFA との間で、本新株予約権について GFA 及び杉浦氏らとの間で、本新株式及び本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力が発生した場合には、本買取契約を締結する予定です。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「Ⅰ. 本資本業務提携及び本資金調達の方法」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、GFA と当社との協議の結果、本新株式の発行及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの内容を固めました。本スキームは、第一に、GFA との資本業務提携契約を締結することにより、当社の上場維持及び今後の成長に向けて極めて喫緊の最重要課題である、進行情の 2025 年 6 月期における営業利益と営業キャッシュ・フローの創出に資するものです。また、当社は、2025 年 4 月 14 日より GFA から、当社運営のウェブサイト上に GFA に関するバナー広告又はメディア広告記事を掲載するという Web プロモーション業務の受託という形で営業協力をいただいております。GFA は重要な取引先であります。第二に、本資金調達により調達される資金を事業ポートフォリオ創出のための事業開発資金に充てることができることに加えて、GFA の展開する Web3.0 事業支援により当社の Web3.0 の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現することができます。また、GFA は中長期的な投資を方針としているため、安定株主を中長期にわたって得ると共に GFA とのパートナーシップをより盤石にさせることが期待できます。第三に、本スキームは時価発行であり、希薄化を最小限に抑えながら必要資金を確保することができます。第四に、割当先である杉浦氏らに加えて、GFA は中長期保有を投資方針としており、本新株式の取得及び本新株予約権の行使により取得する当社株式につき、中長期に保有することで、当社の経営基盤を安定化させることと、当社が中長期的に安定した成長軌道確立するための資金確保をするよう設計されております。

当社は、下記「(3) 本新株予約権の特徴」に記載の本新株予約権のメリット及びデメリット、並びに「(4) 他の資金調達方法」に記載の他の手法を検討した結果、大規模な希薄化、株価への影響、行使と資金調達のタイミングを当社がコントロールできないといったデメリットを考慮しても、デメリットを上回るメリットは非常に大きく、目標とする事業改革及び改革に必要な資金調達を行うには、本スキームが最良であるという結論に至りました。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、あわせて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。また、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[本新株予約権のメリット]

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として 53 円で固定されており、いわゆる MS ワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数は、発行当初から 15,726,500 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

③ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

[本新株予約権のデメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる

株式数を乗じた金額の資金調達が行われます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

③ 既存株式の希薄化の発生

借入れ又は社債と異なり、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式数 15,726,500 株（議決権数 157,265 個）により、2024 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 40,729,104 株（議決権総数 407,261 個）に対して、38.61%（議決権総数に対し 38.62%）の希薄化が生じることになります。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本新株予約権の割当予定先である GFA 及び杉浦氏らの当社普通株式の保有方針は、中長期保有目的ではあるものの、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本スキームは、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における権利行使を当社がコントロールすることはできません。

（４）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

（b）株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（c）新株式の全量第三者割当増資

本新株式及び本新株予約権の対象となる当社普通株式の全ての株式数分に相当する本新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達を可能とする反面、1 株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式の発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。加えて、MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する

直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の当社の財務状況に鑑みると引受け手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様が投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の財務状況に鑑みて、資金の出し手を見つけることは困難であると考えます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	1,040,105,130 円
② 発行諸費用の概算額	15,750,000 円
③ 差引手取概算額	1,024,355,130 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額 199,995,500 円に、本新株予約権の払込金額 6,605,130 円と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 833,504,500 円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用 9,000 千円、調査費用 250 千円、独立第三者による意見書取得費用 1,200 千円、新株予約権評価費用 1,500 千円、登記費用 3,000 千円等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

＜前回の資金調達における資金使途＞

当社が、2023 年 2 月 28 日付の当社取締役会にて決議した株主割当による新株予約権による調達資金につきましては、2024 年 7 月 31 日に開示しております「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況（2025 年 3 月末日現在）は以下のとおりであります。

<株主割当における資金使途>

具体的な使途	充当予定額	充当状況	充当時期又は 充当予定時期
①内部管理体制の整備のため及び単月黒字化までの運 転資金			
運転資金（人件費、報酬支払、広告宣伝費等）	310 百万円	310 百万円	2023 年 9 月 ～ 2024 年 12 月
②借入金の返済			
外部借入金の返済資金	270 百万円	270 百万円	2023 年 8 月 ～ 2023 年 11 月
③新規事業開発のための資金			
事業開発等に必要な資金	175 百万円	125 百万円	2023 年 9 月 ～ 2025 年 6 月

新規事業開発のための資金

番号	事業開発分野	充当予定額	充当状況	充当時期又は充当予定時期
1	M&A による株式取得	100 百万円	100 百万円	2024 年 7 月～2024 年 8 月
2	CC 向けベンダー	35 百万円	25 百万円	2023 年 10 月～2025 年 6 月
3	HR/組織開発	18 百万円	—	2023 年 10 月～2025 年 6 月
4	自治体 DX	18 百万円	—	2023 年 10 月～2025 年 6 月
5	医療／介護	4 百万円	—	2023 年 10 月～2025 年 6 月

<本新株式及び本新株予約権の発行における手取金の使途について>

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 1,024 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
事業ポートフォリオ創出のための M&A 及び事業開発資金	1,024	2025 年 7 月～2027 年 6 月

- （注） 1. 当社は、本新株式及び本新株予約権の発行により調達した資金を速やかに支出する計画であります
が、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 本新株予約権の行使状況により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、自己資
金又は借入等も活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。
3. 資金使途又は金額について変更があった場合には、その内容を速やかに開示・公表いたします。

当社は、2024 年 9 月 30 日付「上場維持基準（業績）に係る改善期間入りに関するお知らせ」にて開示して
おりますとおり、最近 4 連結会計年度（2021 年 6 月期から 2024 年 6 月期）における営業利益及び営業活動に
よるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されてい
る）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っております。進行期である 2025 年 6 月
期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときには、名証ネクストの上場維持

基準である業績項目に該当し上場廃止になります。そのため、当社は、上場維持、また上場を維持した後のさらなる成長に向けて、営業利益と営業キャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としており、2024年8月23日付「2024年6月期_投資家向け決算説明会資料」にて記載のとおり、以下の施策の実施に重点を置いております。

- ① オフィス移転、最少人数での効率的な事業運営、専門家報酬の減額等によるコスト削減
- ② 広告収益の改善
- ③ 中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出
- ④ 上記③に適合した M&A の実行

上場維持については、前述のとおり GFA との本営業取引により、2025 年 6 月末において営業キャッシュ・フローの黒字化を見込んでいます。そして、本新株式の発行及び本新株予約権の発行により、調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

上記「③中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出」については、「2024 年 6 月期_投資家向け決算説明会資料」のスライド「今後の注力領域・事業ポートフォリオ」に記載のとおり、当社の持つリソースと社会環境の変化を見据えて、「ライフイベント」と「ライフスタイル」各領域の事業を展開していく計画です。こうした方針のもと、2024 年 7 月 31 日付「株式会社オープンサイトの株式の取得（特定子会社の異動）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社とオープンサイト両社の事業収益向上の核となる新規会員数の獲得を実現すること、さらに、両社の強みを生かした新たな事業領域の創出及びノウハウの共有による業務の効率化を図ることを目的に、中高年のオンラインマッチングサービスを提供しているオープンサイトの全株式の取得を行いました。これにより、同日付「資金使途の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、2023 年 9 月 7 日付「（変更）株主割当による新株予約権（非上場）の権利行使数確定に伴う資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示しました第 21 回新株予約権の発行により調達した資金の使途を変更し、新規事業開発のための資金の一部を M&A による株式取得の資金に充当しております。

当社はこれまでも、オープンサイトに続く M&A 案件の探索をしてまいりましたが、今後は更に、割当予定先からの業務協力を得ながら、これまでと異なる視点や知見、ネットワークを活用し、新たな事業及びシナジーを有する企業との M&A や新規企業への投資等を進めてまいります。そして、早期の黒字化を目指し、そのために必要な資金を適切に投資して迅速な経営改善に努めます。

なお、当社は M&A 及び事業投資の相手先企業と交渉する上で、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるかどうか、相手先企業や M&A を目論む競合会社との競争や交渉力に影響することを何度も実感してまいりました。そこで、潜在的な M&A 及び資本業務提携の機会を逸しないためにも、あらかじめ当該資金を確保しておくことが大変重要だと考えております。複数の案件の紹介を M&A の仲介会社等から受けておりますが、まずは手元資金の確保を優先しているため、現時点においてどのような企業との間で M&A や新規事業を行うかについて、具体的な計画や資金の支出先は確定しておりません。今後 2 年程度の期間で、今後の注力領域・事業ポートフォリオ領域において、当社のサービスの利用者の人生を後押しするような「学び」や「挑戦」をキーワードにした領域を中心に、一件あたり 5,000 万円から 3 億円規模の買収や事業投資を 3 件程度実現したいと考えており、さらに具体的な戦略を今後検討してまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりにより充当することで、当社の収益性を改善し、継続企業としての価値を向上させることが期待されるため、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

- ① 本新株式発行

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議した結果、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の当社普通株式の名古屋証券取引所終値53円と同額としています。本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。なお、当該払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である49円（単位未満四捨五入）に対しては8.16%のプレミアム、直前3ヶ月間の終値の平均値である49円（単位未満四捨五入）に対しては8.16%のプレミアム、直前6ヶ月間の終値の平均値である51円（単位未満四捨五入）に対しては3.92%のプレミアムとなります。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本新株式の払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1-11-28、代表取締役：能勢元）に依頼しました。当該算定機関と割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、予定配当率、無リスク利子率、株価変動性、当社と割当予定先の行動等についての一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である42円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の当社普通株式の名古屋証券取引所終値53円と同額としました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（53円）、行使価額（53円）、配当率（0%）、満期までの期間（2年間）、無リスク利子率（0.632%）、株価変動性（43.88%）、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の本買取契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。当社取締役会は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点は見当たらないことから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は、特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額の決定にあたっては、本新株予約権の行使価額は本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の当社普通株式の名古屋証券取引所終値53円と同額の時価であること、希薄化を最小限に抑えながら必要資金を確保することができること、同時期に当社において検討をしていた他の複数のファイナンスと条件を比較し、最も当社の企業価値や株式価値を損ねないものであることから、本新株予約権の行使価額は、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社取締役会による上記判断は、杉浦氏らに対する本新株予約権の発行について、対象となる取締役がそれ

ぞれ特別利害関係人に該当するため、各割当て及び締結ごとに当該取締役をそれぞれ除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の発行要項の内容及び上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 3,773,500 株及び 15,726,500 株の合計 19,500,000 株（議決権数 195,000 個）となり、2024 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 40,729,104 株（議決権総数 407,261 個）に対して、47.88%（議決権総数に対し 47.88%）（小数点以下第 3 位を四捨五入）にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が 25%以上となることから、名古屋証券取引所の有価証券上場規程に基づき、経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、上述の当社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、当社は、収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要がある、これ以外に手段がないと判断しております。

当社は、本資金調達により調達した資金を上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

７．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

<GFA>

GFA の概要は、上記「Ⅱ．本資本業務提携 ２．本資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

なお、当社は、割当予定先である GFA 及びその代表取締役である松田元氏等について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書のほか過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、GFA が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、GFA から、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号 靖国九段南ビル 2F、代表取締役：小板橋仁）に GFA 及びその代表取締役である松田元氏等について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025 年 3 月 24 日、GFA、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実は確認されない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、GFA、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

<杉浦 元>

(a)	氏 名	杉浦 元
(b)	住 所	東京都江東区
(c)	職 業 の 内 容	会社役員
(d)	上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	当社代表取締役であり、当社株式 760,000 株（発行済株式数の 1.87%）及び当社新株予約権 1,825 個（潜在株式数 182,500 株）を所

	有しております。 なお、共同保有者として、杉浦氏が代表取締役を務める株式会社エリオスが、当社株式 296,000 株（発行済株式数の 0.73%）を所有しております。
--	--

<山本 峰義>

(a) 氏 名	山本 峰義
(b) 住 所	大阪府茨木市
(c) 職 業 の 内 容	会社役員
(d) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	当社取締役です。

<関 常芳>

(a) 氏 名	関 常芳
(b) 住 所	東京都世田谷区
(c) 職 業 の 内 容	会社役員
(d) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	当社取締役です。

<中村 真広>

(a) 氏 名	中村 真広
(b) 住 所	神奈川県相模原市
(c) 職 業 の 内 容	会社役員
(d) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	当社取締役です。

（注）割当予定先である杉浦氏らの概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本日現在におけるものです。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しているとおり、割当予定先である杉浦氏らを含む当社の役職員が反社会的勢力との関係を一切もたないことを方針としております。杉浦氏らは当社取締役であることから第三者調査機関による調査は行わず、杉浦氏らが反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、杉浦氏らが反社会的勢力でない旨を今回改めて確認いたしました。また、杉浦氏らからは、役員就任時及びその後の一定の時点において、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

（２）割当予定先を選定した理由

<GFA>

当社は、上記「Ⅰ．本資本業務提携及び本資金調達」に記載した資金使途の目的に適う、早期に可能な限り多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討しておりましたところ、2024 年 12 月に、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である GFA とミーティング等を実施し、その後慎重に資本業務提携に向けた検討を重ね、2025 年 3 月に GFA を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行に係る基本的な枠組みを両社で固めました。この間当社では、複数企業との資本業務提携等を検討しておりましたが、いずれも①条件面が合わない、②当社のガバナンスに多大な影響を及ぼす、③不適當合併等に抵触する可能性がある、④極めて大規模な希薄化を伴う、といったものでありました。しかし、GFA からの提案は他社からの提案と比較して、ファイナンス条件においては時価での引き受けと最も当社の企業価値や株式価値を損ねないも

のであるだけでなく、業務提携に関する提案があり、両社のシナジーと当社の企業価値向上を検討できるものでした。また、GFA は東京証券取引所スタンダード市場に上場する企業であること、「7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」記載のとおり、外部専門機関の調査も行ったうえでGFA 及びその代表取締役である松田元氏等について、反社会的勢力等の関与事実は確認されない旨の報告書を取得したこと、GFA の代表取締役である松田元氏は当社の元代表取締役ですが、GFA への質問書に対する当社への回答及び代表取締役の松田元氏と専務取締役の片田朋希氏に対するヒアリングにて、2023 年 12 月 14 日付「当社元役員等に対する訴訟への共同訴訟参加に関するお知らせ」記載の、当社が共同参加し訴訟を行っている当社元代表取締役、当社元取締役 3 名とは一切の関係がないことを確認いたしました。

加えて、GFA については、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本新株予約権の引受における当社の「①事業ポートフォリオ創出のための M&A 及び事業開発資金」の調達における中心的役割を担うことに加え、GFA は日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があること、かつ、2025 年 4 月 1 日に GFA の代表取締役に就任した松田元氏は当社の元代表取締役社長であり、当社の事業を十分に熟知しております。さらには、2025 年 4 月 14 日付「GFA 株式会社からの Web プロモーション業務受託に関するお知らせ」及び「通期連結業績予想に関するお知らせ」に記載のとおり、GFA とは本営業取引を受託し、2025 年 6 月期中に業務委託費金 1 億円の支払いが見込まれるため、2025 年 6 月期末において営業キャッシュ・フローの黒字化を見込んでおり、当社の当面の目標である上場廃止の回避が可能となることに加えて、本資金調達により調達される資金を事業ポートフォリオ創出のための事業開発資金に充てることができることができ、GFA の展開する Web3.0 事業支援により当社の Web3.0 の思想に基づいた自律分散型インターネット事業を立て直し、両社でエコシステムの拡大を目指すことで、上場廃止回避後の持続的な成長を実現するという目的に適合すると考えたため、GFA との間で資本業務提携を行うとともに同社に対して第三者割当により本新株式及び本新株予約権を発行することを決定いたしました。

なお、当社監査役 3 名からは、GFA との資本業務提携について、特に、GFA からの役員の指名に係る条項を設けることについて、GFA との間で一定の取引等も合理的に想定され、それについて慎重かつ活発な意見交換が必要であり、また、指名される役員数を含めた役員選任の必要性・適格性等について当社独自に慎重に検討すべきであり相当でない旨の意見がありました。この点に関しては、取締役会については、必要な情報管理の上、また、利益相反や特別利害関係についても慎重な配慮の上運営するものであり、また、資本業務提携契約における条項によっても、当社の任意の指名報酬委員会にての必要性・適格性判断をふまえた慎重な取締役候補者選定手続が予定されるものであることから、当社として、相当性に問題はないものと判断しております。

<杉浦氏ら>

当社は、旧経営体制の下において不適切な開示が散見され、繰り返し内部管理体制の改善を誓約していた中で適時開示の規則違反が発生し、その審査中にも子会社管理が不全となっている事象が発生する等、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、名古屋証券取引所より 2022 年 10 月 15 日付で当社株式が特別注意銘柄に指定された後、当社代表取締役である杉浦元、取締役山本峰義の 2 名は 2022 年 8 月の新経営体制への移行後より、取締役関常芳、中村真広の 2 名は 2023 年 9 月より、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んでまいりました。今後は、これら 4 名の当社取締役による、上場廃止回避後の当社黒字化及び永続的な成長に向けたコミットメントが必要と考えたため、当社取締役である杉浦氏らに対しても、第三者割当により本新株予約権を発行することを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

<GFA>

割当予定先である GFA は、本資金調達により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨、また、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定であ

る旨を口頭により確認しております。なお、GFA が当社の経営権の獲得や支配権の獲得を目的としていないことについては、資本業務提携契約書内にその旨を規定し合意済みです。

また、本買取契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

なお、当社はGFA から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

<杉浦氏ら>

杉浦氏らは当社の取締役であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期的に保有する意思を有している旨を確認しておりますが、一部割当予定先からは、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定である旨を口頭により確認しております。

また、本買取契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

<GFA>

割当予定先であるGFAの財政状態について、GFAの直近の2025年3月期第3四半期決算短信における四半期連結貸借対照表を確認し、また割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2025年3月11日付）を取得し、本新株式の引受に係る払込みに要する資金及び本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。また、同金額が自己資金であることを、GFAより口頭にて確認しております。

なお、GFAはファイナンス業務を行う他、投融資事業としてIT分野、特にブロックチェーン技術やICO、マイニング事業・AIの分野に投融資を積極的に行っており、当社取締役会においても本新株予約権の行使が可能なかどうかという意見もありましたが、GFAは、基本的に本新株予約権の行使を行い、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、GFAは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

<杉浦氏ら>

割当予定先である杉浦氏らの資金の状況について、杉浦氏、山本氏については2025年4月8日時点、関氏については同月11日時点、中村氏については同月12日時点の銀行口座の写しを確認しており、いずれも自己資金であることを口頭により確認しております。また、一部割当予定先からは、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定である旨を口頭により確認しており、さらに、杉浦氏からは、本新株予約権の行使が必要な際に当該行使に要する資金が手元で不足する場合には行使代金を知人等から借入をするなどして賄うという意向を受けており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2024 年 12 月 31 日現在）		募集後	
株主名	持株比率 (%)	株主名	持株比率 (%)
株式会社ブイ・シー・エヌ	8.58	GFA 株式会社	22.41
公益財団法人こどもの未来創造基金	7.33	杉浦 元	9.56
山岸 透	2.53	株式会社ブイ・シー・エヌ	5.80
大島 豊子	2.33	公益財団法人こどもの未来創造基金	4.95
福田 道夫	2.24	山岸 透	1.71
渡邊 秀和	1.96	大島 豊子	1.58
杉浦 元	1.87	福田 道夫	1.51
佐藤 悠大	1.74	渡邊 秀和	1.33
アークホールディングス株式会社	1.69	佐藤 悠大	1.18
野崎正徳	1.61	アークホールディングス株式会社	1.14

- (注) 1. 募集前の「持株比率」は、2024 年 12 月 31 日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 募集後の「持株比率」は、2024 年 12 月 31 日現在の株主名簿上の株式数に基づき、本新株式及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する株式数を加えた数で除して算出した数値となります。
3. 割当予定先の募集後の「持株比率」は、割当予定先が本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。GFA 及び杉浦氏らより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、中長期保有の方針に基づき保有する旨を口頭にて確認しております。
4. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の拡大と収益確保及びこれに伴う財務基盤の安定化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

上記「Ⅱ. 本資本業務提携 5. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的」をご参照ください。

11. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上述のとおり、本資金調達により 25%以上の希薄化が生じるため、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第 440 条の定めにより、①経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②株主総会の決議等（勧告的決議を含む。）の株主の意思確認のいずれかが必要となります。

当社は、本資金調達について、2025 年 6 月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合には上場廃止になる可能性もあるという現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議により株主の意思確認の手続を経る場合には、

臨時株主総会決議を経るまでに1ヶ月以上の日数を要するため決算期末に極めて近接するタイミングまで資金調達ができず不安定な状況が続くこと、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、経営陣から独立した者として当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の山内大將氏（牛島総合法律事務所）に、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年4月16日に入手しております。

なお、山内氏の意見の概要は以下のとおりです。

1. 結論

本新株式の発行及び本新株予約権の発行（以下「本第三者割当」という。）について必要性及び相当性が認められるとする貴社の判断について、問題はないと思料する。

2. 本第三者割当の必要性

本第三者割当は、以下の①ないし⑧からすれば、本第三者割当の必要性があるとする貴社の判断は合理性があると思料する。

- ① 貴社は、最近4連結会計年度（2021年6月期から2024年6月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負（いずれの連結財務諸表にも継続企業の前提に関する事項が注記されている）となったことから、上場維持基準（業績）に係る改善期間に入っており、進行期である2025年6月期に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならない場合、貴社は、名証ネクストの上場維持基準である業績項目に該当し上場廃止となる。
- ② 貴社株式が上場廃止となると、貴社株主は、貴社株式を譲渡することによって投下資本の回収を図ることが極めて困難になるため、上場廃止を回避することが貴社株主の利益にとって重要である。
- ③ 貴社は、GFAから、本営業取引を受託することを予定しており、これにより営業活動によるキャッシュ・フローが黒字化し、貴社の喫緊の課題である上場廃止の回避が可能となる場所、本営業取引は本第三者割当の実行が前提となっている。
- ④ また、貴社は、上場維持及び上場維持後のさらなる成長に向けた、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの創出を極めて喫緊の最重要課題としており、そのために、以下の施策に重点を置いている。
 - i. オフィス移転、最少人数での効率的な事業運営、専門家報酬の減額等によるコスト削減
 - ii. 広告収益の改善
 - iii. 中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出
 - iv. 上記iiiに適合したM&Aの実行
- ⑤ 上記iii及びivの施策として、オープンサイトの買収に続き、「学び」や「挑戦」をキーワードにした領域を中心に、5000万円から3億円規模のM&Aを3件程度行うことにより中長期を見据えた注力領域・事業ポートフォリオの創出を目指している。
- ⑥ この点、現時点で具体的な対象会社等は決定していないものの、M&A及び資本業務提携の成功には、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるかどうか重要であり、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸しないために、あらかじめ手元の資金を確保しておくことには合理性が認められる。
- ⑦ さらに、貴社は、GFAとの本資本業務提携等、協業による営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの創出を目指しているところ、この経営方針に不合理な点は認められない。また、本資本業務提携が本第三者割当を効力発生条件としていることからすれば、貴社がGFAと本資本業務提携を行うという観点からも本第三者割当による資金調達の必要性が認められる。
- ⑧ 貴社は、2023年2月28日付の貴社取締役会にて決議した株主割当による新株予約権によっても資金調達をしているところ、この際に調達した約5000万円が手取金として手元に残っている。しかし、上記⑤の

とおり、5000 万円～3 億円の M&A を行うための手元資金を確保するという資金調達の目的に照らせば、手取金として手元に残っている約 5000 万円では金額として不足している。したがって、既存の資金調達による手取金約 5000 万円が手元に残っていることを踏まえても、本第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

3. 本第三者割当の相当性

本第三者割当は、以下のスキーム選択の相当性、発行条件の相当性、割当予定先の相当性、本第三者割当に係る払込み及び本資本業務提携の現実性に照らして、相当性が認められる。

(1) スキーム選択の相当性

ア. 本第三者割当のスキームの特徴

(ア) 本第三者割当のスキームのメリット

貴社は、本新株予約権のメリットについて、以下のとおり分析している。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から、行使価額が、原則として、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 4 月 16 日）の貴社普通株式の株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）終値と同額で固定されており、いわゆる MS ワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはない。また、本新株予約権の対象株式数は、発行当初から 15,726,500 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはない。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ GFA 及び杉浦氏らとの間で締結予定の本新株予約権の買取契約において譲渡制限が付されており、貴社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。

③ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項には、本新株予約権の取得が必要と貴社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、貴社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められている。貴社は、取得した本新株予約権を消却する。

(イ) 本第三者割当のスキームのデメリット

貴社は、本新株予約権のデメリットについて、以下のとおり分析している。

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされる。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではない。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という貴社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できない。

③ 既存株式の希薄化の発生

借入れ又は社債と異なり、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される貴社普通株式数 15,726,500 株（議決権数 157,265 個）により、2024 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 40,729,104 株（議決権総数 407,261 個）に対して、38.61%（議決権総数に対し 38.61%）の希薄化が生じることになる。

④ 割当予定先が貴社普通株式を市場売却することにより貴社株価が下落する可能性

本新株予約権の割当予定先である GFA 及び杉浦氏らの貴社普通株式の保有方針は、中長期保有目的ではあるものの、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性がある。かかる貴社普通株式の売却により貴社株価が下落する可能性がある。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本第三者割当のスキームは、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を貴社が任意に設定できるといった設計とはしていない。したがって、株価の下落局面における権利行使を貴社がコントロールすることはできない。

(ウ) 他の資金調達方法との比較

貴社は、本第三者割当のスキームと他の資金調達方法との比較について、以下のとおり分析していること。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の貴社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはならなかった。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、貴社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であった。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

(c) 新株式の全量第三者割当増資

本新株式及び本新株予約権の対象となる貴社普通株式の全ての株式数分に相当する本新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。他方、今回の本新株式の発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断した。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点があるが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の所有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られる。今回は、新株予約権付社債によって、貴社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けていない。また、割当予定先からも本第三者割当と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いている。加えて、MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断した。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の貴社の財務状況に鑑みると引受け手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社は

最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様が投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、貴社株主は多数に及んでおり、さらに貴社の業績に鑑みると、既存株主のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとした。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下するし、現状の貴社の財務状況に鑑みて、資金の出し手を見つけることは困難であると考えられる。

イ. 本第三者割当のスキームの検討

貴社は、上記ア（ア）記載の本新株予約権のメリット、上記ア（イ）記載の本新株予約権のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法を検討した結果、大規模な希薄化、株価への影響、行使と資金調達のタイミングを貴社がコントロールできないといったデメリットを考慮しても、デメリットを上回るメリットは非常に大きく、目標とする事業改革及び改革に必要な資金調達を行うには、本第三者割当のスキームが最良であるという結論に至ったとのことである。

この点、上記ア（ア）記載の本新株予約権のメリット、上記ア（イ）記載の本新株予約権のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法の比較は、いずれも合理的な検討であると思料する。また、本第三者割当を実行する最大のメリットは、本第三者割当を前提とした本営業取引により、上場廃止を回避できる点にあると思われ、かかるメリットをも考慮すれば、上記貴社の検討結果は合理性があると思料する。

（2）発行条件の相当性

発行条件については、以下のとおり、発行価額、発行条件及び発行数量のいずれについても相当性が認められることから、相当性が認められると思料する。

ア. 発行価額・発行条件の相当性

（ア）本新株式の発行価額

貴社は、本新株式の発行価額を本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2025年4月16日）の貴社普通株式の名古屋証券取引所終値と同額としているところ、本第三者割当において、算定時に最も近い時点の市場価格が現時点における貴社株式価値を適正に反映していることを妨げる事情は見当たらない。

また、本新株式の発行価額は、日本証券業協会の指針に適合し、本新株式の発行価額について、貴社監査役3名も適法である旨意見している。

したがって、本新株式の発行価額には相当性が認められる。

（イ）本新株予約権の発行価額・発行条件の合理性

貴社は、本新株予約権の発行価額を、割当予定先から独立した算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した評価額と同額としているところ、本第三者割当において、当該算定機関の独立性又は算定手法の適切性を妨げる事情は見当たらない。

また、本新株予約権の発行価額について、貴社監査役3名も適法である旨意見している。

したがって、本新株予約権の発行価額には相当性が認められる。

加えて、貴社は、本新株予約権に譲渡制限を付しているところ、この条項は本新株予約権が第三者に移転することを防止し、GFAの本資本業務提携に対するコミットメント及び杉浦氏らの貴社に対するコミットメントを高めるものであり、発行条件に相当性が認められる。

また、貴社は、本新株予約権に会社による取得条項を付しているところ、この条項は貴社が本新株予約権の取得が必要と貴社取締役会が決議した場合に会社が本新株予約権を取得することで、貴社株式の希薄化を緩和することができるものであり、発行条件に相当性が認められる。

イ. 発行数量の相当性

本第三者割当による希薄化率は、47.88%である。したがって、本第三者割当は、既存株式の大規模な希薄化及び株主構成の変化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主に不利益を与えることとなる。

しかし、現在の財務状況のままであれば、貴社の上場廃止の可能性が大きいことを踏まえると、なお本第三者割当による資金調達及び本第三者割当を前提とした本資本業務提携及び本営業取引を行う必要性が大きいところ、当該取引により貴社の営業活動によるキャッシュ・フローの黒字化が見込まれる本営業取引及びそれに引き続く本資本業務提携を実現するためには、GFA に本第三者割当の数量の株式を取得させ、GFA からの本営業取引及び本資本業務提携を確実にしておく必要がある。したがって、貴社の財務状況及び緊急の資金需要を考慮し、貴社が収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要がある、このために、GFA へ本第三者割当の数量を発行する以外に手段がない。よって上記希薄化率を踏まえても、本第三者割当を行うことが貴社株主の利益にかなう、発行数量の相当性が認められる。

また、杉浦氏らに発行される本新株予約権の発行済株式総数に対する割合（潜在株式比率）は 13.79%（既存の新株予約権を除いて 14.73%）である。この点、一般的なストック・オプションとしての潜在株式比率の上限の目安とされる 10%に比べれば高い比率になるものの、株式会社プルート・コンサルティングの調査によれば、2024 年の新規上場企業のうち、ストック・オプションの潜在株式比率が 15%以上の企業も存在し、最大値は 31%であり、一般的なストック・オプションにおいて許容されている潜在株式比率の範囲内にはあるといえる。また、杉浦氏らに対する本新株予約権の発行目的は、最近 4 連結会計年度（2021 年 6 月期から 2024 年 6 月期）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負という貴社の厳しい業績を改善させるため、貴社の上場廃止回避後の貴社黒字化及び持続的な成長に対しコミットさせる点にあり、かかる目的の実現に実効性を持たせるためにある程度の数量の新株予約権を保有してもらうことには合理性があると思料する。

以上からすれば、杉浦氏らに発行される本新株予約権の発行数量も不相当とまではいえないと思料する。

（3）割当予定先の相当性

ア. GFA の相当性

以下の、（ア）ないし（エ）の事情から、GFA に割当予定先としての不相当とまでは認められないと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社が GFA を割当予定先として選定した理由は、上記のとおり、本第三者割当による資金調達及び本第三者割当を前提とした本資本業務提携及び本営業取引を行う必要性が大きいことに加え、GFA に日本国内の上場会社を含むファイナンス引受やアレンジの実績があり、かつ、GFA の代表取締役である松田元氏が貴社の元代表取締役社長であり、貴社の事業を十分に熟知していることである。これらの選定理由は、本第三者割当及び本資本業務提携を円滑に進めるための理由として相当なものと認められる。

また、貴社は GFA 以外の複数の企業から資金調達を検討していたところ、資金調達及び業務提携の条件面で最も貴社にとって有利だったのが GFA だったことが認められ、これは GFA を割当予定先に選定した理由として相当と認められる。

（イ）保有方針

GFA の保有方針は、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普

通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定であるものの、原則として中長期保有目的であり、貴社の支配権獲得を目的としない旨を書面で合意している。また、本新株予約権の譲渡は制限されており、GFA による中長期保有目的と適合する。さらに、貴社は GFA から、本新株式の払込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対して書面により報告すること、貴社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定とのことであり、GFA による中長期保有の実行性が高められている。上記の GFA の保有目的は貴社及び貴社株主を害するものではなく、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社は、GFA 名義の銀行口座の残高を確認しており、GFA は、本第三者割当及びそれに引き続く本営業取引が実行されるのに十分な資金状況であると認められる。

さらに、貴社は、GFA 及びその代表取締役である松田元氏が反社会的勢力に当たらないことを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書のほか過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索、GFA による誓約書、専門機関による調査により確認しており、GFA は反社会的勢力とは関係していないものと認められる。また、貴社は、GFA 及びその役員が風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引、詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体に当たらないことを確認している。

したがって、GFA の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

(エ) 名古屋証券取引所の懸念

貴社によれば、名古屋証券取引所は、事前審査において、GFA が大株主として貴社に参画することに対して、過去、貴社において GFA の代表取締役である松田元氏がアドバイザー、取締役、及び代表取締役となった経緯の中で、貴社の不祥事の温床ができ、それが繰り返されることを懸念しているとして、ガバナンスに関する懸念を示しているとのことである。もっとも、以下の①ないし③からすれば、これによって GFA の割当予定先としての相当性は直ちに否定されるものではないと思料する。

- ① 第三者割当における割当予定先として不適切な場合とは、割当予定先及び当該割当予定先の役員が、反社会的勢力と関係がある場合や、これらに該当しなくとも、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引、詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体が割当予定先等となる場合であるとされているところ、GFA 及び松田元氏はこれらには当たらない。
- ② また、貴社によれば、松田元氏が、貴社のアドバイザー、取締役、及び代表取締役であった時期に、貴社において具体的に違法行為や取締役としての善管注意義務に違反するような行為を行ったことは確認できていない。
- ③ GFA は貴社の支配権獲得目的を有していないことを本資本業務提携契約において合意しており、本第三者割当に係る本新株予約権が全て行使された場合でも GFA は貴社の議決権割合は 22.42%にとどまり、拒否権を取得するものではないこと、GFA から貴社への派遣取締役は 1 名であるところ、現在の貴社の取締役は 5 名であり、定款上は 9 名まで選任できることから、GFA が貴社のガバナンスに与える影響は限定的なものにとどまる。

(オ) 貴社監査役の意見

貴社監査役 3 名は、GFA との資本業務提携について、特に、GFA からの役員の指名に係る条項を設けることについて、GFA との間で一定の取引等も合理的に想定され、それについて慎重かつ活発な意見交換が必要であり、また、指名される役員数を含めた役員選任の必要性・適格性等について貴社独自に慎重に検討すべきであり、相当でない旨を意見したとのことである。しかしながら、当該監査役の反対意見は、資本業務提携一般に対する反対であり、割当予定先の相当性を否定するものではない。また、貴社取締役会は、必要な情報管理の上、また、利益相反や特別利害関係についても慎重な配慮の上運営されており、GFA との違法な利益相反取引が行われるおそれは低い。以上からすれば、貴社監査役の反対意見は、GFA の割当予定先としての相当性を否

定するものではない。

イ. 杉浦氏らの相当性

以下の、(ア) ないし (ウ) の事情から、杉浦氏らに割当予定先としての相当性が認められる。

(ア) 選定理由

貴社は、杉浦氏らを本第三者割当の割当予定先に選定した理由として、以下の①及び②を挙げているところ、かかる選定理由に不合理な点は見当たらない。

- ① 名古屋証券取引所より2022年10月15日付で貴社株式が特別注意銘柄に指定されたという状況の下で、杉浦氏らは、①内部管理体制の整備と強化、②債務超過の解消と財務改善、③収益力向上のためにコスト削減と売上高の維持・増加に取り組んできたこと。
- ② 今後は、杉浦氏らによる、上場廃止回避後の貴社黒字化及び永続的な成長に向けたコミットメントが必要と考えたこと。

なお、杉浦氏らのうち、杉浦元氏及び山本峰義氏の割当数は、本新株予約権の割当を受ける他の貴社取締役の割当数よりも多い。杉浦元氏については、貴社唯一の社内取締役であり、貴社の黒字化及び永続的な成長に向けより一層コミットする必要があると思われるため、不合理ではない。また、山本峰義氏については、貴社によれば、他の社外取締役よりも在任期間が長く貢献度の大きい取締役であることに加え、弁護士としての専門性を生かした貢献を期待するためであるとのことであり、かかる理由は相当性を否定するものではないと思料する。

(イ) 保有方針

杉浦氏らの保有方針は、本新株予約権の行使に要する資金が手元で不足する場合には行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行う予定であるものの、原則として中長期保有目的である。また本新株予約権の譲渡は制限されており、杉浦氏らによる中長期保有目的と適合する。上記の杉浦氏らの保有目的は、上場廃止回避後の貴社黒字化及び永続的な成長に向けたコミットメントの必要性という本第三者割当の目的に合致し、また、貴社及び貴社株主を害するものではなく、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社は、杉浦氏らの銀行口座の写しを確認しており、本第三者割当が実行されるのに十分な資金状況であると認められる。

さらに、貴社は、杉浦氏らが反社会的勢力に当たらないことを確認しており、杉浦氏らは反社会的勢力に当たらないものと認められる。

したがって、杉浦氏らの資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
売上高（千円）	832,474	146,557	152,780
営業損失（△）（千円）	△1,298,256	△709,993	△285,528
経常損失（△）（千円）	△1,634,115	△799,355	△369,585
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△5,120,709	△1,066,368	△280,229

1株あたり当期純損失金額（△） （円）	△403.51	△79.25	△7.31
1株あたり配当額（円）	—	—	—
1株あたり純資産額（円）	42.63	△3.83	3.96

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 40,729,104 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	普通株式 1,737,500 株	4.27%

（注）上記潜在株式数はストックオプションとしての新株予約権（第22回新株予約権及び第23回新株予約権）の数値であります。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
始 値	275 円	115 円	59 円
高 値	509 円	216 円	134 円
安 値	75 円	45 円	40 円
終 値	112 円	59 円	70 円

② 最近６か月間の状況

	2024年 11月	12月	2025年 1月	2月	3月	4月
始 値	58 円	53 円	51 円	46 円	48 円	48 円
高 値	72 円	59 円	52 円	54 円	55 円	60 円
安 値	53 円	49 円	46 円	45 円	44 円	44 円
終 値	54 円	52 円	46 円	47 円	45 円	53 円

（注）2025年4月の状況につきましては、2025年4月16日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年4月16日
始 値	55 円
高 値	56 円
安 値	51 円
終 値	53 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・株主割当による第21回新株予約権（非上場）の無償発行

割 当 日	2023年5月12日
発 行 新 株 予 約 権 数	13,422,367 個
発 行 価 額	無償割当て
発 行 時 に お け る	1,328,814,333 円

調 達 予 定 資 金 の 額	(注) 行使価額 33 円で算出しております。
割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割り当てられる新株予約権の数	基準日である 2023 年 3 月 31 日 (金) の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式 1 株につき 3 個の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	13, 422, 453 株 (自己株式 86 株を含む)
当 該 募 集 に お け る 潜 在 株 式 数	40, 267, 101 株 (新株予約権 1 個あたり 3 株)
現時点における行使状況	22, 950, 651 株 (注) 2023 年 9 月 1 日までの行使分となります。
現 時 点 に お け る 調 達 資 金 の 額	757, 371, 483 円 (注) 2023 年 9 月 1 日までの調達額となります。
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①運転資金 (人件費、報酬支払、広告宣伝費等) ②外部借入金の返済 ③事業開発などに必要な資金
現時点 (2025 年 3 月末日現在) に お け る 充 当 状 況 (注)	①運転資金 (人件費、報酬支払、広告宣伝費等) 充当予定額 310 百万円の全額充当済み (充当時期 2023 年 9 月～2024 年 12 月) ②外部借入金の返済 充当予定額 270 百万円の全額充当済み (充当時期 2023 年 8 月～2023 年 11 月) ③事業開発などに必要な資金 充当予定額 175 百万円のうち 125 百万円充当済み (充当時期及び充当予定時期: 2023 年 9 月～2025 年 6 月)

(注) 2024 年 7 月 31 日に開示しております「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更した後の、手取金の使途及び充当予定額に対する充当状況を記載しております。

・第三者割当による普通株式の発行

払 込 期 日	2023 年 9 月 13 日
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	36, 373, 104 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	4, 356, 000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	40, 729, 104 株
発 行 価 額	1 株あたり 44 円
割 当 先	株式会社ブイ・シー・エヌ 2, 296, 100 株 渡邊秀和 687, 600 株 アークホールディングス株式会社 686, 800 株 株式会社 United family 685, 500 株
調 達 資 金 の 額	金 191, 664, 000 円 全額現物出資 (D E S) の方法によります。
募 集 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	現物出資による債務の株式化 (D E S)
募 集 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	現物出資のため該当事項はありません。

現時点における 充 当 状 況	現物出資のため該当事項はありません。
--------------------	--------------------

(参考) 当期連結業績予想 (2025 年 4 月 14 日公表分) 及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益	1 株当たり 当期純利益 (単位：円)
当期業績予想 (2025年 6 月期)	212	△143	△186	△163	△4. 01
前期実績 (2024年 6 月期)	152	△285	△369	△280	△7. 31

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

株式会社オウケイウェイヴ
普通株式発行要項

- | | | | |
|----|----------------------|--|----------------|
| 1. | 募集株式の種類及び数 | 普通株式 | 3,773,500 株 |
| 2. | 募集株式の払込金額 | 1 株につき金 | 53 円 |
| 3. | 払込金額の総額 | 金 | 199,995,500 円 |
| 4. | 増加する資本金及び増加する資本準備金の額 | 増加する資本金の額 | 金 99,997,750 円 |
| | | 増加する資本準備金の額 | 金 99,997,750 円 |
| 5. | 割当先及び割当株式 | 第三者割当ての方法により、全株式を GFA 株式会社に割り当てる。 | |
| 6. | 払込期日 | 2025 年 5 月 7 日 | |
| 7. | その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を停止条件とする。 | |

株式会社オウケイウェイヴ
第 24 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オウケイウェイヴ第 24 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 6,605,130 円(本新株予約権1個当たり 42 円)
3. 申込期日 2025 年 5 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 5 月 7 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

GFA 株式会社:	97,265 個
杉浦 元:	50,000 個
山本 峰義:	5,000 個
関常 芳:	2,500 個
中村 真広:	2,500 個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 15,726,500 株(本新株予約権1個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。
但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 157,265 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 42 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、53 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合

(但し、無償割当てによる場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどま

る限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2025 年 5 月 8 日(当日を含む。)から 2027 年 5 月 7 日(当日を含む。)までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 渋谷明治通支店
20. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。